

# 計算書類等に対する注記（法人全体用）

平成 29 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 国立市社会福祉協議会

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
当法人は、定額法による減価償却を実施している。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
当法人は、定額法による減価償却を実施している。
  - ③ リース資産  
該当なし。
- (4) 徴収不能引当金の計上基準  
当法人は、期末時の債務者に対する債権残高のうち 1 年を超える期間にわたり未徴収の債権の一部及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。
- (5) 賞与引当金の計上基準  
該当なし。
- (6) 退職給付引当金の計上基準
  - ① 法人独自の退職給付制度に係る退職給付引当金  
当法人は、正規職員の退職一時金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高からの増減額を退職給付費用として計上するため調整している。
  - ② 東京社会福祉協議会従事者共済会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当法人は、正規職員及び常勤嘱託員の期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。ただし、3 月 31 日付をもって退職する正規職員及び常勤嘱託員の掛金累計額は控除する。
- (7) 消費税の取り扱い  
当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2. 重要な会計方針の変更

- (1) 新たな会計基準の採用  
「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、最終改

正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社授発第 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。)が廃止され、これに替えて、平成 28 年度より、「社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 15 号、社授発 0331 第 39 号、老初 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連盟通知)を採用することとした。

### 3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

また当法人の「職員の退職手当の支給に関する規程」並びに「常勤嘱託員の設置及び雇用に関する規程」に基づき退職一時金を支払うこととしている。

### 4. 法人が作成する計算書類等の拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類  
(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表  
(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表  
(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表  
(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表  
(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  1. 地域福祉推進拠点区分（社会福祉事業）
    - 法人運営事業サービス区分
    - 地域福祉事業サービス区分
    - 生活福祉資金貸付事務受託事業サービス区分
    - 安心サービス事業サービス区分
    - デイホーム事業サービス区分
    - ボランティアセンターサービス区分
  2. 権利擁護センター拠点区分（社会福祉事業）
    - 福祉サービス利用援助事業サービス区分
    - 成年後見事業サービス区分
  3. 介護保険事業拠点区分（社会福祉事業）
    - 訪問介護事業サービス区分
  4. 障害者総合支援事業拠点区分（社会福祉事業）
    - 障害者居宅介護等事業サービス区分
  5. くにたち福祉会館拠点区分（社会福祉事業）

- 老人福祉センターサービス区分
- 6. 国立市障害者センター拠点区分（社会福祉事業）
  - あさがおサービス区分
  - 障害者自立促進事業サービス区分
- 7. あすなろ拠点区分（社会福祉事業）
  - あすなろサービス区分
- 8. 応急小口資金貸付事業拠点区分（社会福祉事業）
  - 福祉資金貸付事業サービス区分
- 9. 歳末たすけあい運動拠点区分（社会福祉事業）
  - 歳末たすけあい募金サービス区分
- 10. 地域福祉推進拠点区分（公益事業）
  - 家計相談支援事業サービス区分
- 11. 介護保険事業拠点区分（公益事業）
  - 地域包括支援センター地域窓口サービス区分
  - 居宅介護支援事業サービス区分
- 12. くにたち福祉会館拠点区分（公益事業）
  - くにたち福祉会館管理サービス区分
- 13. 地域福祉推進拠点区分（収益事業）
  - 喫茶わかばサービス区分
  - 自動販売機設置事業サービス区分

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下の通りである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし。

## 7. 担保に供している資産

該当なし。

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

固定資産の種別	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	515,434	515,430	4
機械及び装置	2,160,900	1,797,947	362,953

車 輛 運 搬 具	13,217,200	12,513,145	704,055
器 具 及 び 備 品	20,814,715	17,602,715	3,212,000
ソ フ ト ウ ェ ア	558,468	274,808	283,660
合 計	37,266,717	32,704,045	4,562,672

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下の通りである。

(単位：円)

債権等の種別	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事 業 未 収 金	16,937,349	0	16,937,349
未 収 金	4,276,931	0	4,276,931
貸 付 金	777,000	612,004	164,996
合 計	21,991,280	612,004	21,379,276

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価および評価損益

該当なし。

## 11. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

## 12. 重要な偶発債務

該当なし。

## 13. 重要な後発事象

該当なし。

## 14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 15. オペレーティング・リース取引関係

該当なし。